

「介護職員等特定処遇改善加算」算定の「見える化要件」について

2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として、「介護職員等特定処遇改善加算」（以下、特定処遇加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。

当該加算算定においては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算（以下、処遇改善加算）の（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得していること。
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。
3. 処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

「見える化要件」とは、特定処遇加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービス情報公表制度や当法人ホームページを活用して公表することです。この要件に基づいた当法人の取組みは以下の通りです。

加算の取得状況

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

職場環境等要件について

区分1 入職促進に向けた取組み

内容：他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

取組み：未経験者、無資格者であっても採用し、OJT等を中心に時間を掛けて育成する。

定年後も条件適用者については雇用延長を行い、雇用延長が終了した後であっても短時間や日数を調整した継続勤務について積極的に取り組む。

区分2 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

内容：働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

取組み：資格取得支援制度により、資格取得を目指す者に対して費用等で支援を行う。また、国家資格受験対策などについて、担当委員会を設けサポートする。

区分3 両立支援・多様な働き方の推進

内容：子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

業務や福利厚生制度メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
取り組み：法人内、児童・保育室を整備しており、職員の活用を促す。育児休業の他、リフレッシュ休暇制度により永年勤続者への対応も厚くする。
労務相談員を配置しており、希望者に対する相談を実施する。

区分4 腰痛を含む心身の健康管理

内容：介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
取り組み：休憩時間取得の徹底と積極的利用促進、年次健康診断の実施(夜勤担当職員は半年に1度の実施)

所定休憩時間外であっても、心身の不調を訴える職員には上長判断により適宜休憩を与える。

有給休暇については法人より取得を呼びかけ、全体的に心身リフレッシュ等の有効活用を促進している。

区分5 生産性向上のための業務改善の取り組み

内容：・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

取り組み：ケア記録について、ノートPC、タブレット等を活用し、業務効率化を促進している。

ベッドセンサー等を導入し、見守りの効率化に取り組む。

区分6 やりがい・働きがいの醸成

内容：ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

取り組み：各担当委員会を活用し、ケアの好事例や困難事例とその対応方法。ご利用者やご家族からの謝意等の情報を共有する機会を提供するなど、法人内の横繋がりの強化に取り組む。

社会福祉法人 清琉会

担当：本部事務局